#### ドコモスポーツくじ利用規約

ドコモスポーツくじ利用規約(以下「本規約」といいます。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が行うスポーツ振興投票について、株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)がセンターから受託したスポーツ振興投票券(以下「スポーツくじチケット」といいます。)の販売に関して、本規約の規定に基づき提供するサービス(以下「ドコモスポーツくじ」といいます。)に適用されます。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約において特に定めがない限り、センターが定めるスポーツくじ約款において定められた意味と同一とします。

#### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ドコモスポーツくじの利用(ドコモスポーツくじアプリの使用を含みます。以下同じとします。)に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、ドコモスポーツくじを利用することはできません。なお、本規約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款その他のスポーツ振興投票に関する約款・規定等(以下「スポーツくじ約款等」といいます。)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含みます。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含みます。)、およびその他スポーツ振興投票に関連する法令(改正後の法令および関係政省令を含み、以下「関係法令」といいます。)が適用されます。

# 第2条 (サービス内容)

- 1. ドコモスポーツくじとは、スポーツくじチケットの販売に関して当社が提供する次の各号に定めるサービスをいいます。
- (1). スポーツくじチケットの購入受け付け
- (2). ドコモスポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットの購入代金の決済
- (3). ドコモスポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットに関する情報の照会
- (4). その他、前各号に付帯するサービス
- 2. 当社は、お客さまにあらかじめ通知することなく、ドコモスポーツくじの内容および仕様を変更したり、それらの提供を停止または中止したりすることができるものとします。

# 第3条 (利用資格)

- 1. ドコモスポーツくじは、以下の各号に定める条件を全て満たしているお客さまのみご利用いただけます。
- [1] 以下 (a) (b) のいずれかに該当すること
- (a) 当社と 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款または FOMA サービス契約約款 (以

下総称して「契約約款」といいます。)に基づく回線契約(以下「対象回線契約」といいます。)を締結しているお客さま(以下「回線契約者」といいます。)のうち、当社が別に定める「d アカウント規約」(以下「d アカウント規約」といいます。)に基づき当社が発行したドコモ回線 d アカウント(以下「ドコモ回線 d アカウント」といいます。)をお持ちであること

- (b) 当社と対象回線契約を締結していない者(以下「非回線契約者」といいます。)のうち、dアカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリーdアカウント(以下「キャリアフリーdアカウント」といい、ドコモ回線 dアカウントと併せて以下「dアカウント」といいます。)をお持ちであること
- [2] 以下 (a) (b) のいずれかに該当すること
- (a) 当社指定のクレジットカード(以下「指定クレジットカード」といいます。)の会員規約に定める本会員で、かつ本会員名義と同一名義のセンターから振り込み可能な銀行口座を指定クレジットカード利用代金の引落口座として指定していること
- (b) 対象回線契約を締結しているお客様のうち電話料金合算払いをご利用中であり、d 払い等の利用に伴う d アカウントの本人認証が済んでいること、かつ、d アカウント名義と同一名義のセンターから振り込み可能な銀行口座を電話料金合算払いの引き落とし口座として指定していること。
- 「3〕本規約、スポーツくじ約款等および関係法令を確認し、これに同意していること
- 2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するお客さまは、ドコモスポーツくじをご利用いただけません。
- (1). 19歳未満の方
- (2). 法人
- (3). スポーツくじ約款第4条第2項から第4項各号のいずれかに該当する場合
- (4). その他、当社がドコモスポーツくじの利用者として不適当であると判断した場合。なお、この場合において当社はお客さまに対してその理由を説明する義務を負いません。

## 第4条 (利用登録)

- 1. お客さまは、ドコモスポーツくじのご利用にあたり本規約に同意のうえ、当社所定の方法により利用登録手続き(以下「利用登録」といいます。)を行うものとします。
- 2. 当社は、お客さまが入力した d アカウントの ID とそのパスワードが一致したことをもって、ドコモスポーツくじの利用登録がお客さま本人によってなされたものとみなします。また、お客さまは、d アカウントの ID とそのパスワードを他人に使用させてはなりません。

## 第5条 (投票方法)

1. お客さまは、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、ドコモスポーツくじ専用の取引 画面(以下「取引画面」といいます)において、ドコモスポーツくじの利用登録をした d アカウントの ID とパスワードを用いてログインし、当社所定の方法によりスポーツくじ チケットの購入を申し込むことができます。

2. 指定試合等又は特定指定試合等およびくじの種類については、センターが定めるもののうち、当社が別途定めるものとします。

# 第6条 (投票内容の確認)

- 1. お客さまは、ドコモスポーツくじを利用してスポーツくじチケットの購入を申し込む場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、投票した内容の確認を取引画面において行うものとし、スポーツくじチケット購入の申し込み手続き完了時にその投票内容の確認を行ったものとみなします。
- 2. お客さまは、スポーツくじチケットの購入申し込み手続き完了後において、お客様ご都合による投票内容の変更または取り消しはできません。

# 第7条 (スポーツくじチケット購入)

- 1. ドコモスポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入可能金額およびスポーツくじチケット購入可能口数は、スポーツくじ約款に定める上限のほか、ドコモスポーツくじ独自に所定の制限を設ける場合があります。この場合、かかる制限を超えるスポーツくじチケットを購入することはできません。なお、当社はかかる制限を取引画面上に表示することをもって告知するものとします。
- 2. ドコモスポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入代金は、次の各号に定める支払方法から選択して支払うものとします。ただし、第1号に定める電話利用料金合算払いにおける口座振替用口座の名義および指定クレジットカードの名義はお客さまと同一であることを要し、第2号においては、指定クレジットカードの会員規約における本会員、かつお客さまと同一名義のセンターより振り込み可能な銀行口座を登録している指定クレジットカードであることを要します。

## (1). 電話料金合算払い

ドコモスポーツくじの購入代金を月々の通信サービスの通信料金と合算してお支払いいただくことができます。ただし、通信サービスに係る料金を口座振替または指定クレジットカードでお支払いの場合に限り、ご利用いただけるものとし、請求書払いの場合はご利用いただけません。また、口座振替の場合は、d 払い等の利用に伴い d アカウントの本人認証が済んでいることが条件となります。

(2). 指定クレジットカードにより支払う方法

お客さまがスポーツくじチケット購入代金の支払方法として指定クレジットカードでの支払いを選択した場合には、取引画面での指定クレジットカード利用の承認と同時にスポーツくじチケット購入の申し込み手続きが終了します。この場合、お客さまは購入したスポーツくじチケット相当額を、指定クレジットカードの発行会社が定めるカード会員規約に

したがって支払うものとします。ただし、購入時に指定可能な支払方法は指定クレジットカードの発行会社の会員規定の定めにかかわらず 1 回払いのみとなり、また、カード利用可能枠を超えてスポーツくじチケットを購入することはできません。

3. スポーツくじチケットの購入は、スポーツくじチケット購入の申し込み手続き終了後、 当社を通じて送信された申込み情報をセンターのシステムが受信し、正常に処理された時 点で、完了します。

## 第8条 (ポイントの利用)

- 1. お客さまが、当社が別に定める「d ポイントクラブ会員規約」(以下「d ポイントクラブ会員規約」といいます。)に基づき当社が提供する会員制度「d ポイントクラブ」の会員 (以下「d ポイントクラブ会員」といいます。)である場合に限り、自らが保有する d ポイント (期間・用途限定ポイントの場合を含みます。)の全部または一部を1ポイント1円として、1ポイント単位で、スポーツくじチケットの購入に充当することができるものとします。
- 2. 本条に定めるポイントでの購入に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約に定めるところによります。

#### 第9条 (スポーツくじチケット)

- 1. 当社は、ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケットについては、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、本券、控券等の書面その他有形の媒体の引き渡し、およびスポーツくじチケットの購入代金について領収書等の発行はいたしません。当社は、ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケットの購入履歴等の記録を当社所定の期間中保存し、取引画面上でこれを表示するものとします。
- 2. ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもってその作成に代えることとし、当該電磁的記録はセンターが管理します。
- 3. お客さまは、ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケットについて、スポーツくじチケットに関して購入者が有する権利(払戻金等に係る請求権を含む。)のほか一切の権利を第三者に譲渡することはできません。
- 4. 海外からドコモスポーツくじをご利用の場合、当社 Web サイトの閲覧は可能ですが、一時的に海外に渡航する場合を含めて、スポーツくじチケットの購入はできません。なお、当社 Web サイトを閲覧する場合は、パケット通信料が日本国内とは異なる場合があります。

#### 第10条 (払戻金の受け取り等)

お客さまは、ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケットの投票内容が、センターが定める等級の種類のいずれかに該当した場合または特払金に該当した場合には、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、払戻金を第7条第2項に定めるスポーツく

じチケットの購入方法の区別に従い、センターから以下の各号に定めるお客さまと同一名義の銀行口座(以下「払戻金等受け取り先口座」といいます。)へ直接振り込まれる方法によって受け取るものとします。なお、払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から3営業日後(営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日を意味します。)を目途として入金されますが、払戻開始日は予定日であり、指定試合の結果等又は特定指定試合の結果等の確定の都合等、センターにより変更される場合があります。

- (1). 第7条第2項第1号に定める場合:電話料金合算払いの支払い方法として設定している口座振替に定める代金引落口座、または電話料金合算払いの支払い方法として設定しているクレジットカードに定める代金引落口座
- (2). 第7条第2項第2号に定める場合:指定クレジットカードに定める代金引き落とし口座

# 第11条 (返還金の受け取り等)

お客さまは、第7条第3項に定めるスポーツくじチケットの購入が完了しなかった場合、またはスポーツくじ約款に定めるスポーツくじチケットが発売されなかったとみなされた場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、返還金を第7条第2項に定めるスポーツくじチケットの購入方法の区別に従い、払戻金等受け取り先口座へ振り込まれる方法により受け取るものとします(ただし、第7条第2項第1号に定める電話料金合算払いで支払う方法によりスポーツくじチケットを購入した場合は請求確定前に該当の請求を取り消す方法、第7条第2項第2号に定める指定クレジットカードで支払う方法によりスポーツくじチケットを購入した場合は指定クレジットカードの利用を取り消す方法による場合があることをお客さまは予め同意するものとします。)。この場合、スポーツくじチケットが、センターが定める等級の種類のいずれかに該当していたとしても、払戻金は支払われません。当社およびセンターは、スポーツくじチケットの購入が完了しなかった場合、またはスポーツくじチケットが発売されなかったものとみなされた場合において、返還金の支払い以外に何ら責任を負わないものとします。

#### 第12条 (時効等)

受取口座について入金停止措置がとられている場合または受取口座の登録情報に不備がある場合など、第10条または第11条に定める方法により払戻金等の入金ができない状態であった場合、お客さまは第10条または第11条に定める方法により払戻金等をお受け取りになることができません。ただし、お客さまにおいて本規約、スポーツくじ約款等または関係法令への違反がない限り、センターの定める方法により払戻金等を受け取ることができます。なお、この場合でも、関係法令により定められた期限までにセンターの定める方法にしたがって手続きを実施しない場合、時効により払戻金等を受け取ることができなくなります。

#### 第13条 (ポイントの進呈)

- 1. dポイントクラブ会員がドコモスポーツくじのWebサイト(以下「当社Webサイト」といいます。)においてスポーツくじチケットを購入されると、スポーツくじチケット購入額に対し、100円(税抜)につき 1 ポイントの d ポイントが進呈されます。進呈ポイント数を算定する際は最小単位を 100円とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、本項に基づき進呈される d ポイントは、スポーツくじの結果が確定した日から 2 営業日後を目途に順次進呈され、利用することができるようになります。
- 2. 前項に基づく d ポイントの進呈のほか、当社は、当社が自ら企画するドコモスポーツ くじにおける施策等により、d ポイントクラブ会員に d ポイント (期間・用途限定ポイントの場合を含みます。) を進呈する場合があります。これらの施策等を実施する場合には、それぞれの内容の詳細について、当社 Web サイト等にてお客さまに周知します。
- 3. 本条に定める d ポイントの進呈および進呈された d ポイントの利用に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約の提供条件に定めるところによります。

#### 第14条 (ポイントの取消)

当社は、以下の各号に該当する場合、お客さまがドコモスポーツくじの利用によって獲得 したポイントの一部または全部を取消すことができます。また、取消したポイントに対し て当社は何ら補償を行わず、その責任を負いません。

- (1). お客さまが不正な手段によってポイントを取得した場合
- (2). お客さまが本規約、スポーツくじ約款等または関係法令に違反した場合
- (3). システムの不具合等により、お客さまに本来付与されるべきポイント以上のポイントが付与されていると判断した場合
- (4). その他当社がお客さまに付与されたポイントを取消すことが適当と判断した場合

#### 第15条 (情報の提供)

当社は、ドコモスポーツくじを利用して購入されたスポーツくじチケットにかかる投票の 結果のほか、スポーツくじに関してセンターから提供を受けた情報等をお客さまに提供し ます。この場合、当社は、その内容に関して正確性、適切性または完全性について、一切 の明示もしくは黙示の表明または保証を行うものではなく、当該情報によりお客さまが被 った損害、損失その他の不利益について責任を負いません。なお、投票結果や払戻金等の 額その他お客さまが購入されたスポーツくじチケットに関する情報については、センター において公表される最新の公式情報を確認するものとします。

#### 第16条 (お客さまへのお知らせ)

- 1. 当社がお客さまに対して行うドコモスポーツくじに関する通知・周知等は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うことができるものとします。
- (1) メッセージ R (リクエスト) による通知 (回線契約者の場合)
- (2) SMS による通知(回線契約者の場合)
- (3) d アカウントの ID として利用されているメールアドレスへの電子メールによる通知 (非回線契約者の場合)
- (4) 当社 Web サイト上のお知らせ通知
- (5) ドコモスポーツくじアプリでのプッシュ通知
- 2. 前項の各号に掲げる方法によるお客さまへの通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- 3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社 Web サイトその他当社が適当と判断した方法による掲載場所にその内容を掲載することをもって、ドコモスポーツくじに関するお客さまへの通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を当社 Web サイトその他当社が適当と判断した掲載場所に掲載した日をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

# 第17条 (サービスの中断・停止・終了)

- 1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、お客さまに事前に連絡することなく、ドコモスポーツくじの全部または一部を中断、停止、または終了(以下「中断等」といいます。)することがあります。
- (1). センター、当社またはドコモスポーツくじにかかる業務委託先の機器、設備またはシステム等の保守、工事等を実施する必要があるとき
- (2). センター、当社またはドコモスポーツくじにかかる業務委託先のシステム障害等によりドコモスポーツくじの提供ができなくなった場合
- (3). 火災・停電等の事故、地震、噴火、洪水、津波、風水害等の天災、戦争、テロ、変乱、暴動、騒乱、労働争議、感染症等によりドコモスポーツくじの提供ができなくなった場合
- (4). 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持 に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合
- (5). ドコモスポーツくじを不正な目的で利用した場合、なりすまし、本人以外による利用そのほか本規約への違反行為が見つかった場合、もしくはこれらのおそれがあると当社が判断した場合
- (6). その他、運用上、技術上必要と当社が判断した場合
- 2. 当社は、前項に定めるドコモスポーツくじの中断等についてお客さまに生じた損害、 損失その他の不利益について、当社に故意または重過失がない限り、責任を負わないもの とします。

#### 第18条 (利用の終了)

- 1. お客さまは、ドコモスポーツくじの利用を終了する場合には、ドコモスポーツくじ所 定の方法により利用の終了手続きを行うものとします。この場合、当社は、お客さまによ る手続きであることが確認された時点で、お客さまに対するドコモスポーツくじの提供を 終了するものとします。
- 2. 当社は、お客さまが次の各号の事由に該当する場合、事前の通知をすることなく、直ちにドコモスポーツくじの提供を中止しまたはドコモスポーツくじの利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができます。この場合、スポーツくじチケットの購入完了後であっても、センターの判断によりスポーツくじチケットの購入取消または払戻金等の支払い停止を行う場合があります。
- (1). 本規約、スポーツくじ約款等または関係法令に違反していることが判明した場合
- (2). ご登録いただいた情報に虚偽があったことが判明した場合
- (3). 本人以外によるドコモスポーツくじの利用が判明した場合
- (4). dアカウントの ID やそのパスワードを不正に使用しまたは不正に使用させた場合
- (5). ドコモスポーツくじを不正な目的に利用した場合、または不正の目的による利用であると当社が判断した場合
- (6). 当社に対する債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合
- (7). その他、ドコモスポーツくじの利用者として不適当であると当社が判断した場合
- 3. お客さまが前項各号に該当したことにより、お客さままたは第三者に損害、損失その他の不利益が発生しても、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により発生した場合は、この限りではありません。

#### 第19条 (登録情報の取扱い)

- 1. ドコモスポーツくじの利用に際してお客さまにご登録いただく情報の取り扱いについては、当社が別に定める「NTTドコモプライバシーポリシー」において公表します。
- 2. お客さまは、ドコモスポーツくじを提供するために必要な当せん情報や払戻金額等のお客さまの情報等をセンターから当社が受領することをあらかじめ承諾するものとします。なお、お客さまから、ドコモスポーツくじに関するお問い合わせがあった場合に、センターおよび当社との間で、その回答に必要な範囲で問い合わせ内容等および上記の情報等を共有すること、また、お問い合わせの内容により、センターまたは当社から回答する場合があることを承諾するものとします。
- 3. お客さまは、ドコモスポーツくじの利用に際して登録した情報に変更があった場合、 当社所定の方法により速やかに登録情報の変更を行うものとします。当社は、お客さまが 登録情報の変更を行わなかったことにより生じた損害、不利益について、責任を負いません。

#### 第20条 (規約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまへ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、利用登録をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

# 第21条 (免責)

- 1. 当社は、お客さまが入力した d アカウントの ID とそのパスワードが一致したことをもって、お客さま本人がドコモスポーツくじを利用したとみなします。当社は、d アカウントの ID とそのパスワードの漏えいや、不正取得・不正利用など、お客さま本人以外による使用によって生じた損害、損失その他の不利益について、責任を負いません。
- 2. センターおよび当社は、通信機器・回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の 不通等の通信手段の障害等、本サービスの中断・停止、裁判所等公的機関の措置等、指定 クレジットカードの発行会社または金融機関等のシステム障害等によってお客さまに損害 が生じた場合でも、センターまたは当社に故意または重過失がない限り、責任を負わない ものとします。
- 3. 当社は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏えいし、または改ざんによってお客さまに損害、損失およびその他の不利益が生じた場合でも、当社に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

#### 第22条 (反社会的勢力の排除)

- 1. お客さまは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
- (2) お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をも

って取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為 を行わないことを保証するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当 社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

# 第23条 (権利の譲渡等)

お客さまは、利用登録に基づき当社に対して有する権利または当社に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

# 第24条 (準拠法および管轄)

- 1. 本規約等の効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
- 2. お客さまとドコモとの間で本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、2022年9月26日から実施します。